

県地域公共交通計画の名称変更

1 要旨

令和6年3月に策定した『“ふじのくに” 地域公共交通計画』を『静岡県地域公共交通計画』に名称を変更する。

2 変更理由

- ・『“ふじのくに” 地域公共交通計画』という名称では、静岡県の地域公共交通計画だと特定することが難しい。実際に、「静岡県の計画かどうか分かりにくい」等の意見も多かった。
- ・全庁的にも、“ふじのくに” という名称の会議や計画を改める方向である。

3 変更箇所

別紙（計画書）の赤文字部分

4 今後の対応

本協議会で承認が得られ次第、ホームページ等で公開している計画書を名称を変更したものに差し替える。

静岡県地域公共交通計画

令和6年2月

静岡県交通基盤部都市局

序章 | 計画の概要

第1節 計画策定の目的

本県では、自家用車に依存したライフスタイルが定着したことや人口減少の影響等を受け、鉄道や路線バス、タクシー等の公共交通利用者数は減少傾向にあります。利用者数の減少は減便・廃止などサービスレベルの低下を招き、これが更なる利用者の減少を招くといった負のスパイラルを生じさせています。公共交通事業者の経営環境はもとより厳しい状況にありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛や経済活動の停滞により利用者数がさらに減少し、現在もコロナ禍前の水準まで回復していません。更には、運転手不足が一層深刻となったことから、存続自体が危ぶまれる事業区間も出てきています。加えて、気候変動に起因する自然災害の激甚化・頻発化が年々顕著となりつつあることから、脱炭素化をはじめ自然環境への負荷軽減にも配慮する必要があります。

このため、本県では2022年7月に「静岡県地域公共交通活性化協議会」を設置し、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下「地域交通法」という。）に基づき、昨今の技術革新などを取り込むとともに、地域の多様な輸送資源の最大限の活用や住民共助による移動手段確保の取組などにより、持続可能な社会を支える利便性の高い公共交通サービスを提供するための静岡県地域公共交通計画を策定することといたしました。

なお、人口減少社会における今後のまちづくりでは、行政や医療・福祉、商業等、生活に必要な各種のサービスを維持し、効率的に提供していくため、各種機能を一定のエリアに集約化（コンパクト化）するとともに、これらのコンパクト化された地域間をネットワーク化することが重要であり、「コンパクト」を担う立地適正化計画と「ネットワーク」を担う地域公共交通計画が互いに連携・調整を図り、各種取組を推進していく必要があります。

第2節 計画の名称・構成・期間

本計画の名称は「**静岡県地域公共交通計画**」とします。

本計画は、「ビジョン編」と「プラン編」で構成しています。

「ビジョン編」（本計画 第3章）では、2050年頃を目途に、社会情勢の変化や昨今急速に進む技術革新等を踏まえて、本県が『将来、目指す姿』などを示します。

「プラン編」（本計画 第4章～第8章）では、基本的な方針、計画の目標、施策、達成目標など、「ビジョン編」で提示した『将来、目指す姿』の実現に向けて、2024年度から2028年度までの5年間で取り組むべき具体的な計画を示します。

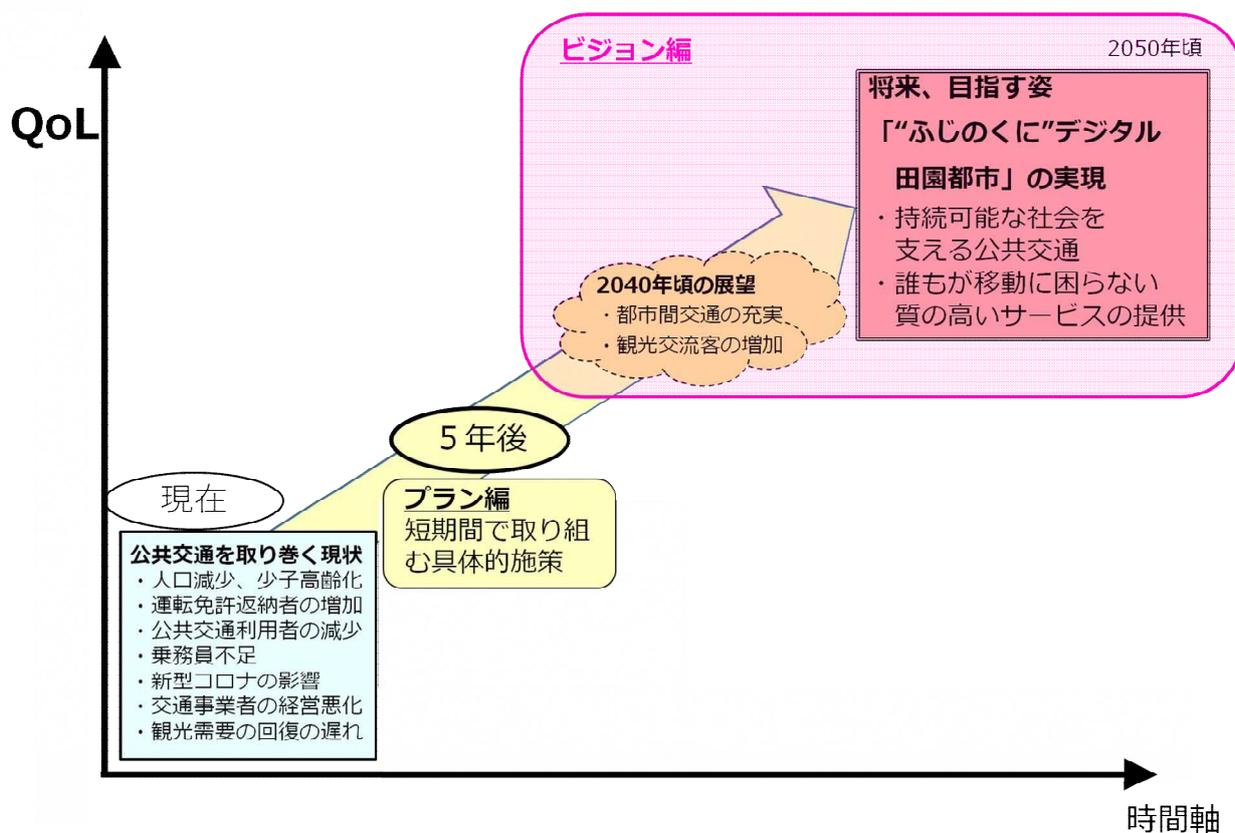


図 0-1 計画の構成

第4節 計画の位置付け

本計画の位置付け（国の法令・計画や上位関連計画、各市町の計画との関係）は下図のとおりです。

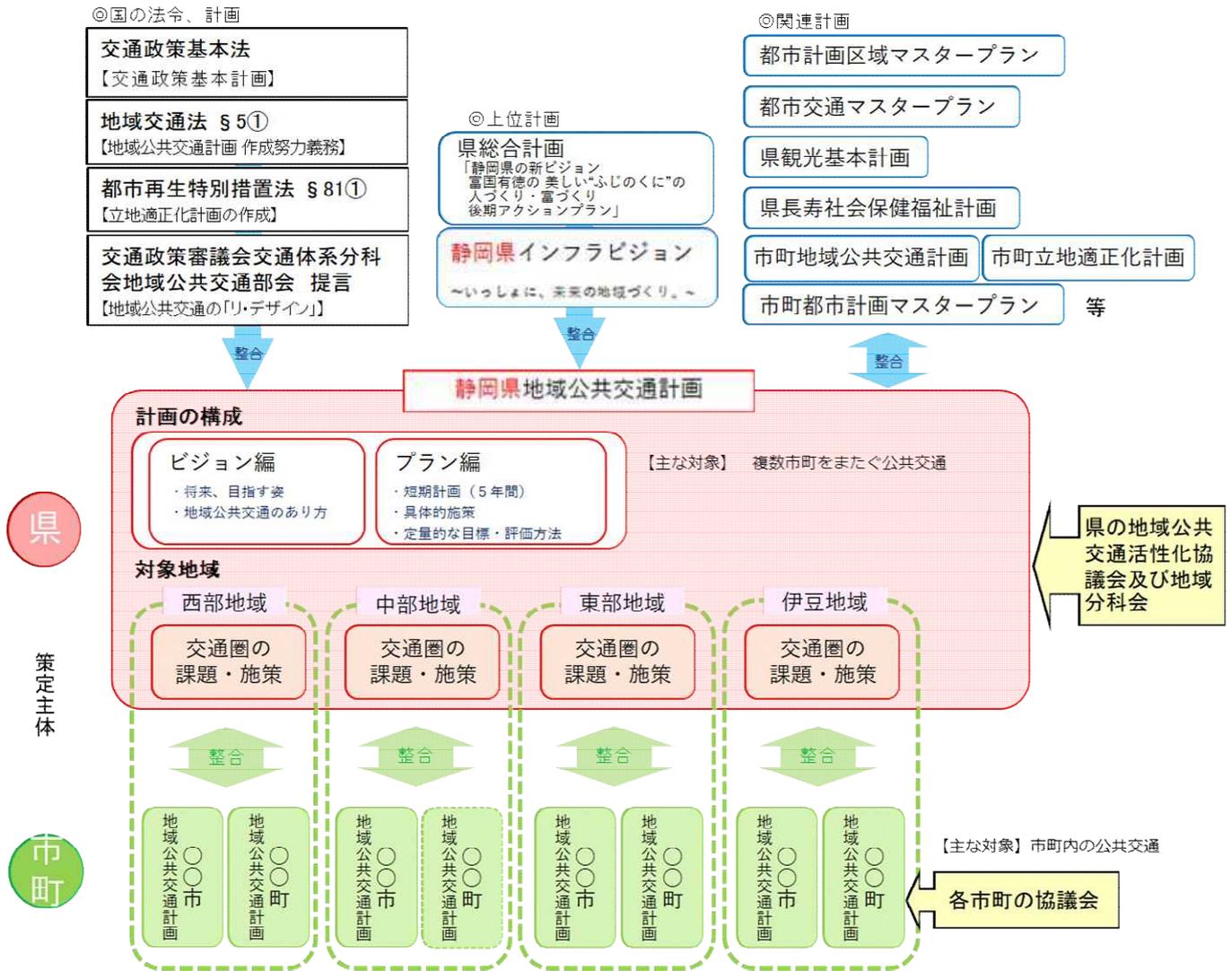


図 0-3 本計画の位置付け

② 県の上位計画

<p>県総合計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 2018年3月策定。 • 概ね10年後の目指す姿を描く「基本構想」と、構想を実現するための最初の4年間の具体的な取組を示す「基本計画」で構成。 • 当初定めた「基本構想」や、2018年度から2021年度までの「基本計画」を継承しつつ、新型コロナウイルス感染症の影響や、脱炭素・循環型社会の構築、デジタル社会の形成等の社会経済状況の変化への対応を踏まえ、2022年3月に「後期アクションプラン」を策定。
<p>静岡県 インフラビジョン</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 2018年3月策定。 • インフラの整備は、県民の安全・安心の確保や社会経済活動の基盤となるものであり、また、未来を担う将来世代への投資となるものであるため、県民の理解を得た上で、戦略的・計画的に進めることが不可欠であるという考えの下、本県のインフラ整備の“羅針盤”として、県土づくりやインフラ整備の方向性などが示されている。 • 策定後、「自然災害の激甚化・頻発化、切迫」、「インフラの老朽化の加速」、「デジタル革命の加速」、「グリーン社会の実現に向けた動き」など、インフラを取り巻く社会情勢が大きく変化していることを踏まえ、2022年3月にインフラビジョンを更新。

③ 県の関連計画

<p>都市計画区域 マスタープラン</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）は、広域な観点から、各都市の将来像を示すとともに、土地利用のあり方や、道路、公園、下水道などの整備方針、自然的環境の整備保全の方針を定めるものであり、本県では、21の都市計画区域において都市計画区域マスタープランを策定しています。 • なお、マスタープランは概ね5年ごとに策定しています。
<p>都市交通 マスタープラン</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 概ね20年後の都市圏の将来像を見据えた都市交通の基本計画であり、本県では「伊豆東海岸都市圏」「東駿河湾都市圏」「岳南都市圏」「静岡中部都市圏」「榛南・南遠都市圏」「西遠都市圏」の6都市圏において、都市交通マスタープランを策定しています。
<p>県観光 基本計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 2022年3月策定。 • 新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、観光産業はこれまでにない困難な状況に直面していますが、ウィズ・アフターコロナにおいて旅行者の意識・価値観が変容する中で、富士山をはじめとした美しい自然や、食文化、歴史・文化、温泉など、世界に誇る観光資源を生かした観光地域づくりの推進により、観光産業の回復と持続可能な観光地域の実現を目指し、静岡県観光振興条例の規定に基づき策定しています。
<p>県長寿社会 保健福祉計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 2021年3月策定。 • 高齢社会がますます進行し、医療、介護、福祉、生活における支援などを必要とする人が増加する中で、団塊の世代が75歳に到達する2025年に向け、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を実現するため、3年間の施策の方向性や目標、具体的な取組を定めるものです。

②静岡県インフラビジョン

インフラの整備は、県民の安全・安心の確保や社会経済活動の基盤となるものであり、また、未来を担う将来世代への投資となるものであるため、県民の理解を得た上で、戦略的・計画的に進めることが不可欠であるという考えの下、2018年3月、本県のインフラ整備の“羅針盤”として、県土づくりやインフラ整備の方向性を示す、「静岡県インフラビジョン」が策定されました。

その後、「自然災害の激甚化・頻発化、切迫」、「インフラの老朽化の加速」、「デジタル革命の加速」、「グリーン社会の実現に向けた動き」など、インフラを取り巻く社会情勢が大きく変化していることを踏まえ、2022年3月にインフラビジョンが新たに策定されました。

計画の概要	
計画期間	ビジョン（概ね10年間の基本理念と方向性など） 2022～2031年度 プラン（当初4年間で取り組む施策や施策推進のための視点など） 2022～2025年度
基本理念	富国有徳の美しいふじのくにの実現に向けた「いっしょに、未来の地域づくり。」 ～誇りと愛着を持って県土を育み、静岡の明るい未来へ～
インフラのあり方	社会・経済・環境の調和による、持続可能で強靱な県土づくり
社会情勢の変化	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然災害の激甚化・頻発化、切迫 ● 人口減少・少子高齢化 ● グリーン社会の実現に向けた動き ● インフラ老朽化の加速 ● デジタル革命の加速 ● ライフスタイルや価値観の多様化
県土づくりの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全・安心 激甚化・頻発化する自然災害などから、命と暮らしを守る“強さとしなやかさ”を備える県土づくり ● 活力・交流 地方創生に向け、陸・海・空の交通ネットワークを活かし、“地域の稼ぐ力”や“地域価値”を高める県土づくり ● 環境・景観 心の豊かさを感じることができるよう、美しい景観と良好な環境に満ちた“ゆとりある暮らし”を支える県土づくり ● 県民との共創 ● 県土との共生
重要な視点	“県土のマネジメント”によりストック効果を最大化
各分野における施策（公共交通に関連した項目）	
取組内容	分野 活力・交流 施策 持続可能で活力あるまちづくりや農山漁村づくりの推進 ・集約連携型都市づくり（コンパクト＋ネットワーク）や生活交通の確保、良好な市街地の形成を推進するため、街路や公園、下水道等の都市施設の整備・適切な維持管理を推進。（地域鉄道への支援、バス路線への支援）
	分野 活力・交流 施策 交流拠点となる港湾・空港の機能強化と利用促進 ・県内港湾や富士山静岡空港について、機能拡充・強化や利便性の向上を図り、産業や交流を支える物流・人流の円滑化、賑わいの創出を進める。（海・空の玄関口の賑わい創出）
	分野 県民との共創 施策 県民との共創（オープンイノベーション） ・3次元データの利活用などにより、インフラ整備のデジタル化・スマート化を進めるとともに、積極的に新技術を導入し、生産性の向上や新たなサービスの創出など、官民連携により社会課題の解決やイノベーションを進める。（自動運転の実証実験、MaaSとの連携の検討）

“県土のマネジメント”により、ストック効果を最大化

各分野における“施策”

安全・安心	活力・交流	環境・景観
<p>P16</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 激甚化・頻発化、切迫する自然災害への防災・減災対策の強化 ● 持続可能なインフラメンテナンスの推進 ● 安全・安心な移動空間の確保の推進 	<p>P24</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能で活力あるまちづくりや農山漁村づくりの推進 ● 産業や交流を活性化させる交通ネットワーク機能の強化 ● 交通拠点となる港湾・空港の機能強化と利用促進 	<p>P32</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自然との共生と資源の循環利用の推進 ● 豊かな自然、文化、歴史に根ざした美しい景観の形成 ● 誰にもやさしく、快適な生活環境の形成
<p>● 県民との 共創 (Open innovation (オープン イノベーション))</p>		
<p>・ 3次元点群データの利活用促進 ・ i-Construction の推進 ・ 公共交通への自動運転の導入 など</p>		
<p>● 県土との 共生 (Carbon neutral (カーボン ニュートラル))</p>		
<p>・ 脱炭素化に配慮したまちづくりの推進 ・ カーボンニュートラルポート形成の推進 ・ グリーンインフラの推進 ・ 森林吸収源対策 ・ 県有建築物の ZEB/ZEH 化、省 CO₂ 化 など</p>		

施策を効率的・効果的に行うための“重要な取組”

担い手確保・育成	多様な主体との連携・協働
<p>P42</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 産学官コンソーシアムによる人材確保・育成 ● 「静岡どぼくらぶ」を活用した戦略的 PR ● 建設産業の働き方改革の促進 ● 総合的な技術力を備える人材の育成 	<p>P44</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域が抱えている課題を解決する仕組みづくり (協働の推進等) ● 民間活力の導入 (PPP/PFI 等)
<p>絶え間ない改善・改革 (PDCA )</p>	
<p>P45</p>	

図 2-2 施策・取組推進の考え方

静岡県地域公共交通活性化協議会設置規約

(名称)

第1条 本会は、「静岡県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）」と称する。

(目的)

第2条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、**静岡県**地域公共交通計画（以下「計画」という。）の策定及び実施等に関する協議を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事務を行う。

- (1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 計画に定められた施策の実施状況に関する調査、分析及び評価に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。

(構成及び委員)

第4条 協議会の委員は、法第6条第2項の規定に基づき、別記に掲げる団体が推薦する者及び学識経験者をもって組織する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年以内で会長が定める。

- 2 委員に欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 監事 2人
 - (3) 座長 1人
- 2 会長は静岡県交通基盤部都市局長とする。
 - 3 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
 - 4 監事及び座長は会長が指名する。ただし、会長、監事及び座長は兼任することができない。
 - 5 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会に報告する。
 - 6 座長は、協議会の議事進行を行うとともに、議長として会議を総括する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年以内で会長が定める。

- 2 役員に欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 会議は原則として公開する。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合については、非公開で行うことができる。

(書面開催)

第9条 会長は、軽微な事案又は緊急を要する場合においては、書面により全委員の賛否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 前項に規定する場合においては、前条第3項の規定にかかわらず、委員の代理は、これを認めない。

3 第1項に規定する議決を行った場合、会長はその結果を次回の会議において、報告しなければならない。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(バス専門部会)

第11条 協議会は、第3条各号に掲げる事務のうち、乗合バス等について別に定める事務を行うため、バス専門部会を設置する。

2 バス専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(ライドシェア専門部会)

第12条 協議会は、第3条各号に掲げる事務のうち、ライドシェア等について別に定める事務を行うため、ライドシェア専門部会を設置する。

2 ライドシェア専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第13条 協議会は、第3条各号に掲げる事務について、各地域の実情に応じた公共交通に関する検討、調整を行うため、分科会を設置することができる。

2 分科会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(評価委員会)

第14条 協議会は、第3条第4号に掲げる評価について、計画の評価原案の作成を行うため、評価委員会を設置する。

2 評価委員会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、静岡県交通基盤部都市局地域交通課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第16条 協議会の経費は、負担金、補助金その他収入をもって充てる。

(財務)

第17条 協議会の予算編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第19条 会長は、その権限の属する事務の一部を会長が定める者に委任することができる。

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月28日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年6月18日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年9月11日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年3月11日から施行する。

別記

国土交通省中部運輸局
国土交通省中部運輸局静岡運輸支局
国土交通省中部地方整備局
静岡県交通基盤部都市局
静岡県交通基盤部道路局
静岡県交通基盤部港湾局
静岡県警察本部
静岡県内35市町
伊豆急行株式会社
伊豆箱根鉄道株式会社
岳南電車株式会社
静岡鉄道株式会社
大井川鐵道株式会社
遠州鐵道株式会社
天竜浜名湖鐵道株式会社
東海旅客鐵道株式会社
東日本旅客鐵道株式会社
株式会社東海バス
伊豆箱根バス株式会社
山梨交通株式会社
富士急モビリティ株式会社
富士急バス株式会社
富士急静岡バス株式会社
富士急シティバス株式会社
しずてつジャストライン株式会社
秋葉バスサービス株式会社
一般社団法人ふじさん駿河湾フェリー
株式会社富士急マリンリゾート
商業組合静岡県タクシー協会
一般社団法人静岡県バス協会
一般財団法人静岡県老人クラブ連合会
公益社団法人静岡県観光協会
静岡県公立高等学校PTA連合会

静岡県地域公共交通活性化協議会分科会及び評価委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県地域公共交通活性化協議会設置規約（以下「規約」という。）第13条第2項及び第14条第2項の規定に基づき、静岡県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の分科会及び評価委員会（以下「分科会等」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 分科会は、規約第3条各号に掲げる事務について、各地域の実情に応じた公共交通に関する検討、調整を行う。評価委員会は、規約第3条第4号に掲げる評価について、**静岡県**地域公共交通計画の評価原案の作成を行う。

(分科会長)

第3条 分科会等に分科会長を置き、分科会長は静岡県交通基盤部都市局地域交通課長とする。

2 分科会長は、分科会を代表し、会を掌握する。

(分科会の設置及び構成)

第4条 分科会等は、伊豆、東部、中部、西部の4地域ごとに設置することとし、別表に掲げる構成員をもって組織する。

2 分科会等は、必要に応じて別表に掲げる構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 分科会等の事務は、協議会事務局が行う。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、協議会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年7月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年9月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年3月11日から施行する。

別表

静岡県地域公共交通活性化協議会 分科会

分科会	構成分野	構成員
伊豆地域	行政関係	静岡県交通基盤部都市局
		国土交通省中部運輸局静岡運輸支局
		沼津市
		熱海市
		三島市
		伊東市
		下田市
		伊豆市
		伊豆の国市
		東伊豆町
		河津町
		南伊豆町
		松崎町
		西伊豆町
		函南町
	(道路管理者)	中部地方整備局沼津河川国道事務所
	(道路管理者)	静岡県下田土木事務所
	(道路管理者)	静岡県熱海土木事務所
	(道路管理者)	静岡県沼津土木事務所
	交通事業者（鉄道）	伊豆急行株式会社
		伊豆箱根鉄道株式会社
		東日本旅客鉄道株式会社
	交通事業者（バス）	株式会社東海バス
	伊豆箱根バス株式会社	
交通事業者（フェリー）	一般社団法人ふじさん駿河湾フェリー	
	株式会社富士急マリンリゾート	
交通事業関係者	商業組合静岡県タクシー協会伊豆部会	

分科会	構成分野	構成員	
東部地域	行政関係	静岡県交通基盤部都市局	
		国土交通省中部運輸局静岡運輸支局	
		沼津市	
		三島市	
		富士宮市	
		富士市	
		御殿場市	
		裾野市	
		清水町	
		長泉町	
		小山町	
		(道路管理者)	中部地方整備局沼津河川国道事務所
		(道路管理者)	中部地方整備局静岡国道事務所
		(道路管理者)	静岡県沼津土木事務所
		(道路管理者)	静岡県富士土木事務所
	交通事業者（鉄道）	岳南電車株式会社	
		東海旅客鉄道株式会社	
	交通事業者（バス）	富士急モビリティ株式会社	
		富士急バス株式会社	
		富士急静岡バス株式会社	
		富士急シティバス株式会社	
		山梨交通株式会社	
	交通事業関係者	商業組合静岡県タクシー協会東部会	

別表

静岡県地域公共交通活性化協議会 分科会

分科会	構成分野	構成員
中部地域	行政関係	静岡県交通基盤部都市局
		国土交通省中部運輸局静岡運輸支局
		静岡市
		島田市
		焼津市
		藤枝市
		牧之原市
		吉田町
		川根本町
		(道路管理者) (道路管理者)
	(道路管理者)	静岡県島田土木事務所
	交通事業者（鉄道）	静岡鉄道株式会社
		大井川鐵道株式会社
		東海旅客鉄道株式会社
交通事業者（バス）	しずてつジャストライン株式会社	
交通事業関係者	商業組合静岡県タクシー協会中部会	

分科会	構成分野	構成員	
西部地域	行政関係	静岡県交通基盤部都市局	
		国土交通省中部運輸局静岡運輸支局	
		浜松市	
		磐田市	
		掛川市	
		袋井市	
		湖西市	
		菊川市	
		御前崎市	
		森町	
		(道路管理者)	中部地方整備局浜松河川国道事務所
		(道路管理者)	静岡県袋井土木事務所
		(道路管理者)	静岡県浜松土木事務所
	交通事業者（鉄道）	遠州鉄道株式会社	
		天竜浜名湖鉄道株式会社	
		東海旅客鉄道株式会社	
	交通事業者（バス）	しずてつジャストライン株式会社	
		遠州鉄道株式会社	
		秋葉バスサービス株式会社	
	交通事業関係者	商業組合静岡県タクシー協会西部会	

静岡県地域公共交通活性化協議会バス専門部会運営要領

静岡県地域公共交通活性化協議会バス専門部会の運営については、静岡県地域公共交通活性化協議会バス専門部会設置要綱（以下「要綱」という。）によるもののほか、この要領において定める。

1 協議事項

要綱第2条に定める協議事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 生活交通のあり方一般に関すること

生活交通の確保に関する協議組織や体制等の枠組み、確保すべき生活交通のサービス水準や手段等の位置付け、その他生活交通のあり方一般に関することについて協議する。

(2) 具体的な路線に係る生活交通の確保に関すること

乗合バス等事業者及び市町からの申出に対して、具体的な路線に係る生活交通の確保のため、次に掲げる事項について協議する。

ア 輸送サービスの範囲及び形態（路線バス、乗合タクシー及び市町自主運行バスの活用）

イ 輸送サービスの水準（運行ルート、運行回数及び運行時刻）

ウ 輸送サービスの提供主体（運行の委託を行う場合は受託主体を含む。）

エ 輸送サービスの提供に公的支援が必要な場合には、その額及び分担方法

オ “ふじのくに” 地域公共交通計画別冊（地域間幹線系統確保維持計画）及びその事業評価に関する事項

(3) その他生活交通の確保に必要な事項に関すること

市町の要望により、特に協議が必要と認められる事項について協議する。

2 申出

1の(2)に掲げる、乗合バス等事業者及び市町が行う申出とは、次のとおりとする。なお、乗合バス等事業者及び市町は、申し出をする路線に係る関係者に対して、申し出内容をあらかじめ説明しておくものとする。

(1) 申出の種類

ア 退出意向の申出（道路運送法施行規則第15条の4に該当するもの及び一の市町の区域内のみにおいて運行している路線であって、市町が主催する地域協議会等において路線の休廃止の予定日の30日前までに協議が調うものと見込まれる場合を除く。なお、この場合において、乗合バス等事業者は、市町に対して、退出意向をあらかじめ説明しておくものとする。）

- (ア) 乗合バス等事業者からの、路線バスに係る路線休廃止の意向の申出
- (イ) 市町からの、市町自主運行バスに係る路線休廃止の意向の申出
- イ 事業者単独での旅客自動車運送事業の継続が困難である旨の申出
 - 乗合バス等事業者からの、事業者単独での旅客自動車運送事業の継続が困難である旨の申出
- ウ 市町がバス等を運行する旨の申出
 - 市町からの、バス等を運行する旨の申出

(2) 申出の時期

ア 退出意向の申出（様式第1号）

2の(1)のアの申出を行おうとする乗合バス等事業者又は市町は、路線の休廃止の予定日の6か月前までに、様式第1号により、部会長に申出を行うものとする。

申出の時期は、9月1日から9月30日まで及び3月1日から3月31日までの期間とする。

イ 事業者単独での旅客自動車運送事業の継続が困難である旨の申出（様式第1号）

2の(1)のイの申出を行おうとする乗合バス等事業者は、**静岡県**地域公共交通計画別冊（生活交通確保計画）（以下「生活交通確保計画」という。）への掲載を希望する年度の前年度の9月1日から9月30日までの期間において、様式第1号により部会長に申出を行うものとする。

ウ 市町がバス等を運行する旨の申出（様式第2号）

2の(1)のウの申出を行おうとする市町は、生活交通確保計画への掲載を希望する年度の前年度の9月1日から9月30日までの期間において、様式第2号により部会長に申出を行うものとする。

(3) 申出のあった路線の公表

部会長は、乗合バス等事業者及び市町から2の(1)に掲げる申出があった場合、申出の締切日から14日以内に、その内容について公表するものとする。

公表された路線について、代替運行を希望する乗合バス等事業者は、指定された期限までに部会長に申出を行うものとする。

3 届出

(1) 生活交通確保計画に係る届出

バス専門部会において決定した、生活交通確保計画に係る路線バス及び市町自主運行バスに関する輸送サービスの内容について、変更をした市町は、様式第8号により、その内容を部会長に届け出るものとする。

(2) 届出の時期

3の(1)の届出を行おうとする市町は、分科会等において、協議が調った後、速やかに行うものとする。

4 バス専門部会の協議等

1の(2)の具体的な路線に係る生活交通の確保に関する事項についての協議等については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 退出意向の申出があった場合

ア 部会長は、地区幹事会を開催し、対応方策等について意見を求めるものとする。

イ 申出をした乗合バス等事業者及び市町、並びに公表された路線について代替運行を希望する旨の申出をした乗合バス等事業者は、様式第3号により、申出路線の現況や利用促進の実施状況のほか、必要と認められる情報を開示し、地区幹事会幹事に対し説明するものとする。

ウ 関係市町は、分科会その他これに類似する会議を開催し、対応方策等について検討・調整をし、様式第5号により、部会長が指定した期日までにその結果を部会長に報告するものとする。なお、申出のあった路線が、複数の市町に跨っている場合は、関係する市町が連携して協議を行うものとする。

エ 申出路線について、生活交通として維持する必要があると判断した市町は、様式第6号により、市町の生活交通確保計画案を作成し、指定された期日までに部会長に提出するものとする。

オ 市町の生活交通確保計画案に掲載された路線を運行する予定の乗合バス等事業者及び市町は、様式第7号により、収支改善計画を作成し、指定された期日までに部会長に提出するものとする。

カ 部会長は、市町代表者の意見を尊重し、対応方策等を決定するものとする。

(2) 事業者単独での旅客自動車運送事業の継続が困難である旨の申出があった場合

ア 部会長は、地区幹事会を開催し、対応方策等について意見を求めるものとする。

イ 申出をした乗合バス等事業者は、様式第3号により、申出路線の現況や利用促進の実施状況のほか、必要と認められる情報を開示し、地区幹事会幹事に対し説明するものとする。

ウ 関係市町は、分科会その他これに類似する会議を開催し、対応方策等について検討・調整をし、様式第5号により、指定された期日までにその結果を部会長に報告するものとする。

エ 申出路線について、生活交通として維持する必要があると判断した市

町は、様式第6号により、市町の生活交通確保計画案を作成し、指定された期日までに部会長に提出するものとする。

オ 市町の生活交通確保計画案に掲載された路線を運行する予定の乗合バス等事業者及び市町は、様式第7号により、収支改善計画を作成し、指定された期日までに部会長に提出するものとする。

カ 部会長は、収支改善計画等により、乗合バス等事業者及び市町等の対応方法等を精査し、維持方策を決定するものとする。

(3) 市町がバス等を運行する旨の申出があった場合

ア 部会長は、地区幹事会を開催し、対応方策等について意見を求めるものとする。

イ 申出をした市町は、様式第4号により、申出路線の現況や利用促進の実施状況のほか、必要と認められる情報を開示し、地区幹事会幹事に対し説明するものとする。

ウ 市町は、分科会その他これに類似する会議を開催し、対応方策等について検討・調整をし、様式第5号により、指定された期限までにその結果を部会長に報告するものとする。

エ 申出路線について、生活交通として維持する必要があると判断した市町は、様式第6号により、市町の生活交通確保計画案を作成し、指定された期日までに部会長に提出するものとする。

オ 市町の生活交通確保計画案に掲載された路線については、様式第7号により、収支改善計画を作成し、指定された期日までに部会長に提出するものとする。

カ 部会長は、運行内容及び地域バス交通体系等について、支援効果及び効率性を精査し、維持方策を決定するものとする。

(4) 届出された事項の取扱い

部会長は、バス専門部会において決定した輸送サービスの内容を変更する旨の届け出があった場合、市町の生活交通確保計画変更届出書に加え、地域公共交通会議等、市町が地域の生活交通のあり方について協議するために設置した会議において、協議が調っていることを証する書類を確認し、変更内容について関係者に通知するものとする。

5 情報開示等

バス専門部会は、バス専門部会の運営の透明性を担保するため、バス専門部会の議事の概要を、静岡県交通基盤部地域交通課及び国土交通省中部運輸局静岡運輸支局において、閲覧に供するものとする。

附 則

この要領は、平成 23 年 2 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 2 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年 4 月 1 日より前にそれぞれの様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの様式により提出された申請書等とみなす。

附 則

この要領は、令和 8 年 3 月 11 日から施行する。